

鹿児島市地域子育て支援センター事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1. 地域子育て支援センター事業の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に基づき、国が定める地域子育て支援拠点事業として、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感等を解消し、子どもの健やかな育ちを支援するため、未就学児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

なお、鹿児島市地域子育て支援センター事業は、重層的支援体制整備事業交付金の対象である「地域子育て支援拠点事業」として位置づけられ、鹿児島市地域子育て支援センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市が実施主体となり事業者へ委託して事業を実施する。

2. 募集の趣旨

地域子育て支援センターの配置について、より身近な場所で子育て世帯のニーズにきめ細かに対応できる体制を整備するため、下記の2地域で地域子育て支援センターを実施する法人等を企画提案競技により選定する。

3. 地域子育て支援センターの開設場所

1 地域に1か所開設するものとし、地域ごとに契約を締結する。

	地域	町名
1	桜島地域	桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町及び高免町
2	郡山地域	花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町及び油須木町

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (2) この告示の日以後の期間において鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 納期の到来している国税、鹿児島県税、鹿児島市税並びに水道料金及び下水道使用料を完納していること。
- (7) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 保育士等の資格を持つ者を現に雇用し、又は雇用予定であり、かつ、要綱に基づき、地域子育て支援拠点事業に従事する者を配置することができる法人等であること。
- (9) 令和４年度以降において、子育て支援に関する実績（子育て支援等の運営や子育て支援の活動等）があること。

５．申請書等の提出要領

(1) 提出書類及び提出部数

次のアからチまでの書類（以下「申請書等」という。）を、申請する地域ごとに提出すること。アからキまでの書類は正本１部、クからチまでの書類はこの企画提案競技に参加する資格がある者として本市からの通知を受けた場合のみ提出するものとし、正本１部及び副本８部を提出すること。なお、副本には、法人等を特定できる法人等名、所在地及び運営している施設等を記載しないこと。

ただし、キ及びセの書類については、該当する法人等のみ提出するものとし、複数の地域に申請する場合において２つ目以降の地域については、イからキまでの書類の提出を省略することができる。

ア 鹿児島市地域子育て支援センター事業業務委託契約に係る企画提案競技参加資格申請書（様式１）

イ 役員名簿（様式２）

ウ 国税（申告所得税及復興特別所得税、法人税及び消費税及地方消費税）の納税証明書（未納の税額がないことの証明）、鹿児島県税の納税証明書（県税について未納がないことの証明）、鹿児島市税の滞納がないことの証明書及び水道料金及び下水道使用料の納入証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）

エ 登記事項証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）

オ 印鑑証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）

カ 法人の根本規則を記載した定款等（写し）

キ 社会福祉事業を運営している法人等は、令和４年度から令和６年度までに実施された指導監査等の結果通知書及び改善報告書（写し）

ク 実施事業計画（様式３）

ケ 実施施設の位置図（様式４）

コ 実施施設の概要（様式５）

サ 実施施設の平面図（様式６）

シ 実施施設等の現況写真（様式７）

ス 収支計画書（様式８）

セ 実施施設の賃貸借契約に関する申立書（様式９）

ソ 施設責任者（予定）の経歴書（雇用予定である法人等は、採用計画や履歴書など雇用することを証することができるもの）（様式１０）

タ 担当者（予定）の経歴書及び保育士等の資格を持つ者の保育士証等の写し（雇用予定である法人等は、採用計画や履歴書など雇用することを証することができるもの）（様式１１）

チ 勤務体制一覧表（様式１２）

(2) 提出期間

アからキまでの書類は、告示日から令和７年８月２０日（水）まで

クからチまでの書類は、この企画提案競技に参加する資格がある者として通知（令和７年８月下旬発送予定）を受けた日から令和７年１０月１６日（木）まで

※ただし、持参の場合は、休館日の８月４日（月）、９月１日（月）、１０月６日（月）は除く。

(3) 提出時間

午前９時から午後４時３０分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期間内必着のこと。）により提出するものとする（電子メール及びファックスによる提出は認めない。）。

(5) 提出場所

鹿児島市こども未来局こども政策課交流係（鹿児島市すこやか子育て交流館内）

鹿児島市与次郎一丁目１０番１７号

電話 ０９９－８１２－７７４０

(6) 留意事項

ア 提出書類は鹿児島市地域子育て支援センター事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき作成すること。

イ 実施要領及び各様式は、本市のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

ウ 申請書等は、原則A4縦サイズで提出すること。

エ 申請状況の問合せ及び提出した申請書等の書類の内容の確認については、一切受け付けないものとする。

オ 申請を取り下げる場合は、申請取下届（様式13）を提出すること。

カ 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とすること。

キ 必要に応じ追加資料の提出を求める場合があること。

ク 公平性の観点から提出された申請書等の変更、差替え等は認めないものとする（本市から個別に修正等の指示があった場合を除く。）。

ケ 提出された申請書等は返却しないものとする。

コ 市は選定者の公表等必要な場合には、申請書等の内容についても公表できるものとする。

サ この告示及び実施要領に定めがない事項については、本市の指示による。

(7) 無効となる申請

以下のいずれかに該当する申請は無効とする（選定後に判明した場合も含む。）。

ア 資格要件を有しない者のした申請

イ 申請書等に虚偽の記載がされた申請

ウ 申請書等の内容が事業実施の条件を満たさない申請

エ 選定及び審査に関する不当な要求等を申し入れた者のした申請

オ その他不正行為があった申請

カ この要領に定めがない事項については、本市の指示によるものとする。

6. 説明会

(1) 開催日時

令和7年7月23日（水）午後2時

(2) 開催場所

鹿児島市与次郎一丁目10番17号

鹿児島市すこやか子育て交流館（りぼんかん）

(3) 留意事項

企画提案競技に参加する法人等は、可能な限り説明会へ参加すること（各法人等2名まで）。なお、参加する場合は、事前にその旨を市こども政策課交流係まで申し出ること（説明会への出席は企画提案競技参加のための資格要件ではない。）。

7. 本業務に関する質問

業務の内容や募集要領に関する質問については、質問書（様式14）により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月30日（水）午後5時まで（期限厳守）

(2) 提出方法

電子メール又はファックス（件名は「地域子育て支援センター事業業務委託契約に係る企画提案競技に関する質問書」とすること。）

電子メール kodo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp

ファックス 099-812-7744

(3) 回答方法

質問に対する回答については、令和7年8月6日（水）までの間、鹿児島市ホームページに質問の内容とその回答を掲載する。

※電話及び来館による質問及び問合せは、受け付けない。

8. 選定

(1) 選定方法

業者選定委員会において書面審査、面接審査（ヒアリング）を実施し、各選定委員が評点した点数のうち、審査項目の区分ごとの点数が、全ての委員において配点の50%を超えかつ全ての区分を合計した点数について、全ての委員の平均点が175点以上の中から最も高い評価を得た法人等を選定する。

また、最も高い合計点数が同点となる法人等が2以上ある場合は、業者選定委員会において評議し、順位付けを行う。

(2) 審査項目

区分	評価の視点	配点
1. 実施主体 (65点)	(1) 事業を実施するための経営基盤を有し、子育て支援に関する実績があるか。	30点
	(2) 開設地域での子育て支援に関する実績並びにニーズ及び課題を十分理解し、今後事業を実施する上で、ニーズや課題に対応するための計画があるか。	35点
2. 地域子育て支援センターの施設・設備等 (65点)	(1) 実施に適した施設や設備であるか。	20点
	(2) 安全に利用するための対策を行う計画があるか。（衛生管理、安全対策、防災・防犯対策など）	25点
	(3) 職場倫理及び事業内容の向上について取組が行われているか。	20点

3. 地域子育て支援センターの運営 (140点)	(1)子育て親子が集まりやすく交流を深めるような計画があるか。	25点
	(2)相談を希望する子育て家庭に対して対応できる体制や、関係機関等との連携を図る計画があるか。	30点
	(3)開設地域や市の子育て支援に関する情報を、様々な媒体でわかりやすく利用者に周知広報を行う計画があるか。	15点
	(4)子育ての不安や負担が軽減するような講習会等を開催する計画があるか。	20点
	(5)利用者に適切なサービスを行うための人員配置や方策がとられているか、地域の支援者会議を開催し、地域内の情報交換や意見交換を行う計画があるか。	30点
	(6)地域に開かれた運営や、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための計画があるか。	20点

(3) 面接審査の日程と場所

面接審査は、令和7年10月下旬を予定している。日時等詳細は後日連絡する。

(4) 選定結果

結果については、令和7年11月中旬までに文書により、申請者全員に連絡する予定である。また、鹿児島市ホームページへの掲載等により公表する。

※審査の経緯及び選定結果についての異議申立ては受け付けない。

(5) 選定の取消及び取り消した後の対応

ア 選定後において、提案した内容を実行することが不可能と判断された場合、選定を取り消し、評価点数の上位の者から順次文書で事業実施の意向を確認し、選定する。

イ 選定を取り消した場合、市は法人等の損害に対し、賠償の責任を負わない。

9. 事業の実施

業者選定委員会において決定があった法人等は、市と委託契約を締結し契約内容に基づき事業を実施する。

(1) 委託契約

事業実施に当たり、提案のあった事業内容をもとに、市との間で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

ア 事業内容

原則として提案のあった事業内容とするが、市との協議により修正が必要となる場合がある。

イ 見積書の提出

令和8年度当初予算案が鹿児島市議会において可決後、委託契約を締結するため、

事業に係る経費の見積書（市の様式を使用）の提出が必要である。予定価格以下の金額で、契約金額を決定する。

(2) 社会福祉事業届の提出

地域子育て支援センターが実施する事業は、社会福祉法第69条に規定する第二種社会福祉事業に該当することから、新たに事業を開始する法人等は、「社会福祉事業届」を市に提出すること。

(3) 委託料の支払

委託料は前払いとし、次のとおり分割して支払う予定である。

なお、毎会計年度終了後に提出する収支計算書において、本市の支払総額と事業者が本事業に要した費用の総額に差が生じた場合でも、差額は精算しない。

	支払年月	該当月
1回目	4月	4月から6月分
2回目	7月	7月から9月分
3回目	10月	10月から12月分
4回目	1月	1月から3月

(4) 事業の再委託の禁止

別紙「仕様書」1の(4)に掲げる事業の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは禁止する。

(5) 事業計画及び実績報告書等の提出について

ア 契約締結後、1月以内に事業計画書及び収支予算書を提出すること。

イ 毎月、実績報告書等を作成し翌月10日までに、市に提出すること。

ウ 契約が終了した場合又は契約が解除された場合は、速やかに実績報告書及び収支決算書を提出すること。

10. 募集担当課

〒890-0062

鹿児島市与次郎1丁目10番17号

鹿児島市こども未来局こども政策課交流係

電 話 099-812-7740

ファックス 099-812-7744

電子メール kodo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp